トライアル雇用支援奨励金制度

市では、幅広い雇用の拡大につなげるため、国が実施する試行雇用奨励金制度を活用して、原則３カ月間試行的に雇用する市内中小企業者に奨励金を交付します。

対象者
▽若年者など(45歳未満の人)
▽中高年齢者(45歳以上65歳未満の人)
▽障害のある人
※いずれも市内在住で、国が実施する試行雇用奨励金制度により、試行的に雇用された人

奨励額　１人につき、月額１万2,500円(最大３カ月間)

申し込み　所定の申請書に必要書類を添付し、国の支給決定通知書を受けた日から30日以内に産業振興課商工振興係へ

特定求職者雇用企業奨励金制度

市では、障害者雇用を促進するため、国が実施する特定就職困難者雇用開発助成金制度を活用して、障害のある人を雇用した市内中小企業者に奨励金を交付します。

交付内容　下表のとおり

申し込み　所定の申請書に必要書類を添付し、国の支給決定通知書を受けた日から30日以内に産業振興課商工振興係へ

対象労働者	交付金額	交付期間	交付対象期ごとの交付金額
障害者雇用促進法第２条第２号、または４号に規定する身体障害者、知的障害者	18万円 (９万円)	1年	第１期９万円(4.5万円) 第２期９万円(4.5万円)
障害者雇用促進法第２条第３号に規定する重度身体障害者	36万円 (18万円)	１年６カ月	第１期12万円(６万円) 第２期12万円(６万円) 第３期12万円(６万円)
障害者雇用促進法第２条第５号に規定する重度知的障害者			
障害者雇用促進法第２条第６号に規定する精神障害者			

※対象労働者は、いずれも雇い入れ日現在の満年齢が65歳未満であり、市内に在住する人に限ります
※交付金額は６カ月ごとに交付されます。( )内は短時間労働者に対する交付金額です
※短時間労働者とは、１週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいいます

産学共同研究費補助金制度

工業技術の研究や開発に要する費用の一部を助成します。

対象事業者　市内に事業所があり、１年以上事業を営んでいる中小企業者や各種中小企業団体で、県内の高等教育機関や公設試験研究機関と共同で研究や開発を行う事業者

補助対象事業　▽先端技術や新技術、新製品などの研究開発▽生産工程の合理化、製品の高付加価値化などの研究開発

補助対象経費　▽大学など高等教育機関への委託研究に要する経費▽原材料や副資材、機械装置、工具・器具の購入費▽試作、改良や借用、修繕に要する経費▽外注加工に要する経費▽工業所有権の導入や出願などに要する経費

補助額　補助対象経費の３分の１の額(予算の範囲内を限度とする)
※国や県の類似する補助事業を受けている場合は減額となります

申し込み　申請書に所定の書類を添付し、産業振興課商工振興係へ

地震への備えは万全ですか？

木造住宅の耐震関連事業

問い合わせ　建設課建築指導係☎内線４２１６・４２１７

事業は必ず工事着工前に申し込んでください。詳しいことは、市ホームページで確認してください。

●木造住宅耐震診断者派遣事業

対象住宅　①昭和56年５月31日以前に着工した二戸建て住宅、または併用住宅(２分の１以上が住宅)②在来軸組工法で建築した平屋・２階建て住宅

対象者　①対象住宅の所有者かつ居住者②市税滞納がない人

募集戸数　10戸

費用　無料

※耐震診断者の交通費は負担

申し込み　５月２日(月)から建設課建築指導係へ

●木造住宅耐震改修補助事業

対象住宅　①昭和56年５月31日以前に着工した二戸建て住宅、または併用住宅(２分の１以上が住宅)で、建築基準法その他の関係法令に違反していない②在来軸組工法で建築した平屋・２階建て住宅③個人が所有し、かつ居住の用に供している(貸家を除く)④耐震診断の結果、倒壊する可能性がある、または高いと診断された住宅

対象者　①対象住宅の居住者(耐震改修後居住する人も可)②世帯全員が市税などを滞納していない人③世帯員の中に前年の所得が６００万円を超える人がいない人④世帯員の中に暴力団員に該当する人がいない人

募集戸数　２戸

対象工事　市内に本店、支店もしくは主たる事業所を有する者、または対象住宅を建築した者に発注する、倒壊しない、または一応倒壊しないとなる耐震補強工事

対象経費　耐震改修設計費、耐震改修工事費、工事監理費

補助額　１００万円を限度に補助対象経費の３分の１以内

申し込み　５月２日(月)から11月30日(水)までに建設課建築指導係へ

住環境の向上を支援します

住宅リフォーム促進事業

問い合わせ　建設課営繕住宅係☎内線４２１６・４２１７

事業は必ず工事着工前に申し込んでください。詳しいことは、市ホームページで確認してください。

補助対象・条件
①住宅の機能や性能を維持、または向上させるために、修繕などを行うこと
②市内施工業者により行われる工事であり、工事費(税込)が20万円以上であること
③併用住宅は居住部分のみ
④本年度中に工事を完了し、報告書の提出ができること

対象者
①住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている人
②世帯全員が市税などを滞納していない人
③世帯員の中に前年の所得が６００万円を超える人がいない人
④市が実施するその他の住宅に対する助成制度を利用していない人

補助額　15万円を限度に工事費の10パーセント以内

申し込み　５月２日(月)から建設課営繕住宅係へ

住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金

自宅に補助対象となるシステムを設置する人に対し、設置費用の一部を補助します。

補助対象
①住宅用太陽光発電システム
※10kw未満のシステムが対象
②住宅用太陽熱利用システム
③家庭用燃料電池システム(エネファーム)
④定置用リチウムイオン蓄電池システム
⑤エネルギー管理システム(ＨＥＭＳ)
⑥地中熱利用システム
⑦木質ペレットストーブ
※薪ストーブは対象外

対象者
①自ら居住する市内の住宅にシステムを新設、またはシステム付き住宅を購入する人
②来年３月20日までに設置を完了し、報告書の提出ができる人
③世帯員全員が市税などを滞納していない人

申し込み　設置工事着工前、またはシステム付き住宅購入前に環境課エネルギー対策室へ
※複数の対象システムの同時申し込みが可能

問い合わせ　環境課エネルギー対策室(東原庁舎内)☎内線７７３７５へ